全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項

1. 総 則

全国スポーツ少年団競技別交流大会(以下「大会」という)を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2. 目 的

大会は、団員にスポーツの歓びを経験する機会と、より伸びるための研修の場を与え、実施競技等を通じて仲間意識と連帯を高め、団員相互の交流を深めることにより、地域における活動の活性化を図ることを目的とする。

また、大会は、全国のブロック代表または都道府県代表団員による競技別交流、スポーツ交流及び交歓交流である。

3. 実施競技等

日本スポーツ少年団委員総会で決定した競技等(剣道、軟式野球、バレーボール)とする。

4. 主 催

大会の主催者は次の通りとする。

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団(以下「日本スポーツ少年団」という) 当該中央競技団体

開催都道府県体育(スポーツ)協会都道府県スポーツ少年団(以下「開催県スポーツ少年団」という) その他特に必要と認めるもの

5. 開催基本方針

- (1) 大会は毎年開催する。
- (2) 大会は、現行の全国 9 ブロックを東・中・西の 3 地区に編成し、各地区を持ち回る。 なお、開催地区の順序は、全国スポーツ少年大会、国民体育大会の開催順序を考慮し、次の通りとする。
 - ・全国スポーツ少年大会が国民体育大会開催都道府県所属ブロックで、その前年度に開催すること を踏まえ、本大会については、国民体育大会開催都道府県所属地区がその前々年度に開催する。
- (3) 地区の区分は、次の通りとする。

	ブロック名				都道	百 府 県	、名		県数
東地区	北 海 道		北海道						1
	東	北	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	6
	関	東	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	8
			神奈川県 山梨県						0
中	北有	言 越	長野県	新潟県	富山県	石川県	福井県		5
地	東	海	静岡県	愛知県	三重県	岐阜県			4
区	近	畿	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	6
西地区	中	国	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県		5
	匹	玉	香川県	徳島県	愛媛県	高知県			4
	九	州	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	8
			鹿児島県 沖縄県					0	

6. 開催地の決定

開催地の決定は、大会開催年度3年前の5月開催の日本スポーツ少年団委員総会時に開催地区会議を開き、大会開催年度3年前の3月の日本スポーツ少年団常任委員会の審議を経た後、同3月開催の日本スポーツ少年団委員総会で決定する。

7. 大会の開催時期及び期間

- (1) 大会は、春・夏・冬休み等学校の授業に支障のない時期に開催する。
- (2) 大会期間は、3泊4日以内とする。
- (3) 大会の開催時期及び期間は、日本スポーツ少年団委員総会で決定する。なお、各競技等の開催時期及び期間は、原則として次の通りとする。

・剣道 3月下旬の春休み期間中 2泊3日・軟式野球 8月上・中旬の夏休み期間中 3泊4日

・バレーボール 3月下旬の春休み期間中 3泊4日

8. 大会規模

各競技等の大会規模は、次の通りとする。

・剣道 団体戦 全国 48 チーム 288 名

(1チーム 指導者1名 小学生団員5名 計6名)

個人戦 各都道府県中学生団員 男・女各1名 計96名

- ・軟式野球 全国 16 チーム 256 名 (1 チーム 指導者 2 名 小学生団員 14 名 計 16 名)
- ・バレーボール 女子 全国 48 チーム 720 名、男子 全国 10 チーム 150 名 (1 チーム 指導者 3 名 小学生団員 12 名 計 15 名)

9. 大会参加者

参加対象及び参加資格等は、次の通りとする。

(1) 指導者

以下の条件を全て満たすとともに、集団指導の能力に優れ、所属都道府県スポーツ少年団本 部長が推薦する者。

<4月~9月に参加申込みを行う大会(軟式野球)>

- スポーツ少年団に指導者として登録している者
- ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団) 養成講習会修了者」

<10月~翌年3月に参加申込みを行う大会(剣道・バレーボール)>

- ・ スポーツ少年団に指導者として登録している者
- ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」

上記の他、競技毎に必要な要員及び資格については、大会実施要項に定める。

(2) 団員

下記の条件を満たす者で、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。

① 大会開催年度にスポーツ少年団登録をしている当該年度4月1日現在小学校4・5・6年生の団員。なお、バレーボール大会は当該年度4月1日現在小学校3年生の団員も対象とする。また、剣道大会の個人戦出場者は当該年度4月1日現在中学生の団員とする。

- ② 集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者
- ③ 大会日程に耐えられる健康な心身の持ち主で、大会参加に支障がない者。
- ④ 保護者に大会参加の承諾を得た上、通学校長に大会参加の届出を行った者。
- (3) 大会参加者は、大会主催者の指定する宿舎に宿泊し、勝敗に関係なく全日程に参加する。また、 大会期間中における指導者の交代については、特別な事情があり、かつ、主催者が認めた場合に限 り可能とする。

10. 参加チーム及び参加者の選出

(1) 団体戦参加チーム

当該ブロックまたは都道府県の代表、及び開催都道府県または開催市区町村の代表として推薦されたチームとする。

(2) 個人戦参加者

当該都道府県代表及び開催市区町村代表として推薦された者とする。

11. 大会プログラム

- (1) 大会プログラムには、次の活動を組み込むものとする。 試合形式による競技交流及びスポーツ交流/交歓交流活動/研修活動
- (2) 各活動の内容は、主催者間の協議により決定する。

12. 大会競技等規則

日本スポーツ少年団が別に定める競技等規則のほかは、当該中央競技団体の当該年度競技規則及び準則等による。

13. 表彰

- (1) 団体戦
 - ① 優勝チームには、賞状、優勝旗(持ち回り)、優勝杯(持ち回り)、賞品(楯・メダル等)を授与する。 なお、優勝杯レプリカは、当該閉会式後に授与する。
 - ② 第2位(1チーム)、第3位(2チーム)には、賞状、賞品(楯・メダル等)を授与する。 但し、バレーボール男子の第3位表彰は行わない。
 - ③ 特に敢闘を認められるチームには、賞状、賞品(楯等)を授与する。
 - ④ 参加者全員に参加章を授与する。
- (2) 個人戦 団体戦に準ずる。

14. 大会の式典

- (1) 大会の式典は、開会式及び閉会式とし、所要時間はそれぞれ30分以内とする。
- (2) 式典は、30分以内に終了することを前提に、主催者間で協議の上、次の項目から選択するものとするが、それぞれ、必ず実施しなければならない項目は、記載の通りである。
 - ・開会式(①~③、⑤、⑨、⑩は必ず実施するものとする)
 - ①開会宣言(大会委員長)/②国旗掲揚及び国歌斉唱/③日本スポーツ少年団旗、共催中央競技団体旗等掲揚及び日本スポーツ少年団歌「若いぼくら」斉唱/④優勝旗、優勝杯返還(優勝杯レプリカ授与)/⑤大会会長挨拶/⑥共催中央競技団体会長挨拶/⑦開催都道府県代表歓迎の言葉/⑧大会審判長の注意/⑨日本スポーツ少年団団員綱領朗読(開催ブロックまたは開催市区町村代

表チーム)/⑩開催都道府県代表チーム団員の宣誓

・閉会式(①、②、④、⑥~⑨は必ず実施するものとする。なお①の実施方法については、主催者間で協議の上決定する。)

①成績発表及び表彰/②大会審判長講評/③感謝状贈呈(大会会長)/④大会会長挨拶/⑤共催中央競技団体会長挨拶/⑥感謝の言葉(大会優勝または最優秀チーム)/⑦国旗降納及び国歌斉唱/⑧日本スポーツ少年団旗、共催中央競技団体旗等降納及び日本スポーツ少年団歌「みどりの朝風」斉唱/⑨閉会宣言(大会委員長)

- (3) 国旗及び各旗の掲揚は、次の通りとする。
 - 〈3旗の場合〉掲揚台に向って左より、少年団旗・国旗・中央競技団体旗
 - 〈4旗の場合〉同左より、中央競技団体旗・国旗・少年団旗・開催県旗
 - 〈5 旗の場合〉同 左より、開催県旗・少年団旗・国旗・中央競技団体旗・開催地市区町村旗

15. 大会役員

(1) 大会役員は、概ね次の通りとする。(別添「編成基準一覧表」参照)

名誉会長 公益財団法人日本スポーツ協会会長

名誉副会長 公益財団法人日本スポーツ協会副会長/当該中央競技団体会長/開催県体育協会 会長

会 長 日本スポーツ少年団本部長

副 会 長 日本スポーツ少年団副本部長/

当該中央競技団体担当役員(副会長、専務理事等から1名)/開催県体育協会担当役員(副会長、専務理事等から1名)/

開催県競技団体会長

名誉顧問 スポーツ庁長官

顧 問 スポーツ庁次長/開催県知事/開催県議会議長/開催県教育委員会教育長/開催 市区町村長/後援・協賛・協力団体長/公益財団法人日本スポーツ協会専務理 事・常務理事/当該中央競技団体副会長・専務理事/開催県体育協会副会長・専 務理事

参 与 各都道府県スポーツ少年団本部長

委員長 開催県スポーツ少年団本部長

副委員長 日本スポーツ少年団担当常任委員(活動開発部会長)/

開催県スポーツ少年団副本部長/

開催県競技団体担当役員(副会長、専務理事等から1名)/

公益財団法人日本スポーツ協会事務局長

委 員 日本スポーツ少年団常任委員/開催県スポーツ少年団常任委員/

公益財団法人日本スポーツ協会事務局局長代理、次長、担当部長・課長/

開催県体育協会事務局長・次長/

その他

- (2) 大会役員については大会会長が委嘱する。
- (3) 大会役員編成について問題が生じた場合は、主催者間で協議のうえ、決定する。

16. 大会実行委員会

(1) 開催県スポーツ少年団は、大会運営のため実行委員会を設ける。

なお、大会実行委員会の組織及び管掌事項は、概ね次の通りとする。

(2) 実行委員会は、開催県及び開催地市区町村スポーツ少年団、当該競技団体関係者、公益財団法人日本スポーツ協会の担当職員、その他をもって構成し、委員長には開催県スポーツ少年団本部長があたる。また、実行委員会会則を別に設け、概ね次の内容を明記する。

①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌事項 ⑥その他必要事項

(3) 実行委員会には事務局を設け、実行委員会事務局は全体の連絡調整、業務の推進のほか庶務、会計、記録係を置くとともに諸会議の準備にあたる。

また、実行委員会は、概ね下記の部会を設け、各部会は担当業務の企画と執行にあたる。

1	総務部	若干名	大会の予算、広報、受付、接待その他各部に属さない事項に	_
			関すること	

- ② 式典部 若干名 開・閉会式等式典に関すること
- ③ 生活部 若干名 生活全般に関すること
- ④ 交流部 若干名 交歓交流活動に関すること
- ⑤ 宿泊・輸送部 若干名 宿泊・輸送に関すること
- ⑥ 競技部 若干名 競技運営に関すること
- (4) 実行委員会は、各部のほかに運営委員会を設ける。運営委員会は、各部の代表者等 10 名程度で 構成し、各部の企画の審議と連絡調整、大会運営の推進にあたる。
- (5) 実行委員会は、競技運営のために審判長及び審判員を委嘱する。審判長は、当該中央競技団体が 推薦する者があたり、審判員の選出は競技団体との協議により行う。
- (6) 実行委員会は、運営委員のほか運営補助員としてリーダー20名程度を委嘱し、交流部の運営及び各部の運営補助に当たらせることができる。
- (7) 実行委員会は、大会の目的を達成するために必要な講師及び助手等若干名を委嘱することができる。

17. 参加申込

- (1) 各都道府県スポーツ少年団は、所定の申込書により同本部長名をもって申込むこと。
- (2) 申込者は2部作成し、指定期限までに各2部作成下記宛送付すること。
 - ①公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団 ②開催県大会実行委員会
- (3) 参加申込期限は、主催者間で協議し決定する。
- (4) 参加申込用紙は、原則として日本スポーツ少年団で作成し、各都道府県スポーツ少年団宛送付する。

18. 大会参加負担金

負担金を必要とする場合は別に定める。

19. 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、公益財団法人日本スポーツ協会委託金及び開催都道府体育協会 負担金でまかなう。なお、期間中の宿泊・食事代等必要経費については、日本スポーツ少年団が負担す る。

20. 傷害保険

大会期間中(前後の各移動日を含む)は、公益財団法人日本スポーツ協会が参加者全員を被保険者として下記の傷害保険に加入する。

- (1) 支払われる保険金
 - ① 死亡保険金 200万円

続きを行うことにより保険金が支払われる)。

- ② 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて6万円~200万円
- ③ 入院保険金 日額 3,000 円(180 日限度) ④ 通院保険金 日額 2,000 円(90 日限度)
- (2) 保険金の支払いについては、事故による傷害が対象となり、疾病は対象とならない(事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完了まで支払い、その後本人が所定の保険金請求手

なお、その他保険金支払いに係る詳細については、傷害保険普通保険約款及び国内旅行傷害保険 特約条項による。

21. 視察員

- (1) 次期大会開催都道府県スポーツ少年団は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員は、原則として次期大会実行委員会構成員とする。
- (3) 視察員派遣にかかわる経費(交通費、宿泊・食事代実費)は、3名を限度として日本スポーツ少年 団が負担する。なお、経費負担対象期間は大会期間及び移動日とする。

<附 則>

- 1. 本要項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議決によって変更することができる。
- 2. 本要項は、平成4年4月1日から施行する。
- 3. 本要項は、平成10年4月1日から改定施行する。なお、本要項の施行により、同要項細則を廃止する。
- 4. 本要項は、平成10年6月9日から改定施行する。
- 5. 本要項は、平成15年4月1日から改定施行する。
- 6. 本要項は、平成17年4月1日から改定施行する。
- 7. 本要項は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 8. 本要項は、平成23年4月1日から改定施行する。
- 9. 本要項は、平成26年4月1日から改定施行する。
- 10. 本要項は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 11. 本要項は、平成28年3月4日から改定施行する。
- 12. 本要項は、平成29年3月5日に改定し、平成29年度の大会から施行する。
- 13. 本要項は、平成30年4月1日から改定施行する。
- 14. 本要項は、令和2年6月24日から改定施行する。